

川崎市災害用備蓄物資及び備蓄倉庫の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時の様々な応急活動及び応急対策を実施するうえで必要な物資(以下「物資」という。)並びに物資を備蓄する災害用備蓄倉庫(以下「倉庫」という。)の管理に関して基本的な事項を定めるものとする。

(物資の管理)

第2条 物資の管理は、区長が行うものとし、これに危機管理監が協力するものとする。

2 区長は、1年度につき1回以上、倉庫等に保管されている物資の数量及び保管状況を確認するものとし、確認の都度、備蓄物資確認報告書(別記様式)により危機管理監に報告するものとする。

(倉庫の管理)

第3条 倉庫は、地域防災拠点及び避難所に整備している倉庫並びに集中備蓄倉庫とし、倉庫の管理は、川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号)に基づき、財産を所管する部局長が行うものとする。ただし、賃貸借契約に基づく倉庫及び明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫の管理については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、川崎市財産規則に基づく使用承認を受けた倉庫、賃貸借契約に基づく倉庫及び明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫の使用は、区長が行うものとし、これに危機管理監が協力するものとする。

(その他)

第4条 その他この要綱に定めのない事項は、区長、危機管理監及び財産を所管する部局長との間で協議して定める。

附 則(平成25年3月21日24川総危第1625号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市災害用備蓄倉庫管理運営要綱の廃止)

2 川崎市災害用備蓄倉庫管理運営要綱(9川建防第40号)は、廃止する。

附 則(平成27年2月24日26川総危第1370号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日27川総危第1444号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日29川総危第1407号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

